

福島第一原子力発電所 管理対象区域内における飲料水の摂取について

< 参 考 資 料 >
2 0 2 2 年 1 2 月 2 日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

- 11月30日、発電所構内の車両スクリーニング場（管理対象区域内）において、車両スクリーニングの順番待ちをしていた協力企業作業員が、携行していたペットボトルの飲料水を摂取していることを車両スクリーニング場の誘導員が確認しました。
- 管理対象区域内での飲食については、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則」及び「電離放射線障害防止規則」において、禁止されておりますが、本件はこれらに抵触する可能性があると考えております。
- なお、以下のことから、内部取り込みの可能性はないものと考えております。
 - ・当該作業員の口・鼻のサーベイ結果（11月30日実施）において、汚染が確認されていないこと
 - ・ホールボディカウンタの測定結果（11月30日実施）において、内部取込みは確認されていないこと
 - ・水分を摂取していた車内のサーベイ結果（11月30日実施）において、汚染が確認されていないこと
- 今後、同様の事例が発生しないよう、再発防止策を講じてまいります。



車両スクリーニング場の周辺地図